

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年11月6日(2024.11.6)

【公開番号】特開2023-68952(P2023-68952A)

【公開日】令和5年5月18日(2023.5.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-091

【出願番号】特願2021-180437(P2021-180437)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月28日(2024.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が常時入球可能な第一の始動口と、

普通図柄作動口への通過に起因して普通図柄当否判定を実施する普通図柄当否判定手段と、

前記普通図柄当否判定の結果に基づいて普通図柄の変動表示させた後に、前記普通図柄当否判定の結果を示す図柄態様で前記普通図柄を停止表示させる普通図柄変動表示手段と、

前記普通図柄当否判定手段による前記普通図柄当否判定の結果が当選することに基づき、遊技球が入球困難な状態から前記遊技球が入球困難な状態よりも遊技球が入球容易な状態に変換可能な第二の始動口と、

30

特別図柄を表示する特別図柄表示装置と、

前記第一の始動口又は前記第二の始動口への遊技球入球に起因して、所定の乱数を抽出し、前記乱数に基づいて当否判定する特別図柄当否判定手段と、

抽出した乱数による保留記憶を所定の上限数まで記憶し、記憶された前記保留記憶を消化することにより、当該保留記憶の乱数に基づいて当否判定する保留記憶生成手段と、前記乱数に基づいた当否判定に基づいて、前記特別図柄表示装置で前記特別図柄を変動表示させた後に、前記特別図柄当否判定手段による当否判定の結果を示す図柄態様で前記特別図柄を停止表示させる特別図柄制御手段と、

40

開閉可能な大入賞口と、

前記大入賞口の内部に設けられた特定領域と、

少なくとも前記特別図柄が大当たり図柄態様で停止表示された場合に、前記大入賞口が複数回開放する大当たり遊技作動を実行させる大当たり制御手段と、

前記特別図柄が小当たり図柄態様で停止表示された場合に、前記大入賞口が開放する小当たり遊技作動を実行させる小当たり制御手段と、

通常遊技状態と、前記通常遊技状態よりも前記第二の始動口へ遊技球が入球容易となる入球容易状態とに遊技状態を制御する遊技状態制御手段とを備え、

前記大当たり制御手段は、前記小当たり遊技作動に起因して遊技球が前記大入賞口の内部の前記特定領域に入球した場合にも、前記大当たり遊技作動を実行させ、

50

前記遊技状態制御手段は、前記入球容易状態において、所定の終了条件の充足を契機として、遊技状態を前記通常遊技状態に移行させるものであり、

前記入球容易状態は、

前記大当たり遊技作動後に制御される第一の入球容易状態と、

前記第二の始動口への遊技球入球に起因して記憶された前記保留記憶の消化に基づいて、前記通常遊技状態において、前記特別図柄が前記大当たり図柄態様及び前記小当たり図柄態様とは異なる所定図柄態様で停止表示された場合に制御される第二の入球容易状態とを備え、

前記第一の入球容易状態中と前記第二の入球容易状態中では、前記第二の始動口への遊技球の入球し易さが相違しており、

前記普通図柄当否判定手段による前記普通図柄当否判定の結果が当選することに基づく、前記遊技球が入球容易な状態は、前記第二の始動口を変換することで遊技球が入球可能な第一変換状態と、前記第二の始動口を変換しても入球することが難しい第二変換状態を備え、

前記第一の入球容易状態と前記第二の入球容易状態の一方の前記所定の終了条件は、少なくとも前記特別図柄を変動表示させた回数が第1所定回数となったことが条件であり、他方の前記所定の終了条件は、少なくとも前記普通図柄を変動表示させた回数が第2所定回数となることが条件であり、

前記他方は前記一方よりも前記第一変換状態となる確率が低い、

ことを特徴とする弾球遊技機。

10

20

30

40

50